

消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられ、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当町の令和7年度予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	108,106 千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,553,057 千円

【歳出内訳】 (単位:千円)

事業名		令和7年度当初予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国道支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	社会福祉施設経費	6,346			251	846	5,249
	ぬくもりセンター施設経費	67,437			25,467	5,828	36,142
	ひとり親家庭等医療経費	6,363	1,616		1	659	4,087
	子ども医療経費	28,814	3,126		1	3,567	22,120
	重度心身しょうがい者医療経費	14,890	6,474		1,665	938	5,813
	高齢者福祉経費	196,534	31,932		171	22,833	141,598
	高齢者福祉施設経費	41,775			19,098	3,149	19,528
	介護支援経費	178,673	11,026		2,325	22,956	142,366
	しょうがい者福祉経費	303,506	225,903		451	10,713	66,439
	児童福祉総務経費	8,609	312			1,152	7,145
	保育所運営経費	1,487			6	206	1,275
	子育て支援経費	65,324	14,768			7,020	43,536
	認定子ども園運営経費	353,749	224,699			17,920	111,130
	児童手当経費	110,570	99,271			1,569	9,730
	母子保健経費	35,528	5,870		208	4,089	25,361
	小 計	1,419,605	624,997		49,644	103,445	641,519
保健衛生	地域保健経費	86,546	617	35,000	46,658	593	3,678
	予防経費	45,271	6,741		10,870	3,841	23,819
	保健センター管理経費	1,635				227	1,408
	小 計	133,452	7,358	35,000	57,528	4,661	28,905
合 計		1,553,057	632,355	35,000	107,172	108,106	670,424

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。